

「東神楽町共同学校連携事務室」の概要

～設置の経緯と業務構築，事務室の今後～

東神楽町共同学校連携事務室

坂田 淳哉

(上事協中央ブロック)

1. はじめに

(ア) 上事協について

上川管内公立小中学校事務職員協議会(上事協)は旭川市を除く上川管内22市町村で構成されており、日常の研修は管内を名寄・士別・中央・富良野の4ブロックに分け、ブロック毎に研修を推進しています。

上事協では、会員一人ひとりが研究の主体となることを目指し、2013年からは「教育環境整備の推進」を共通目標に掲げ、研修を推進しており、年2回開催の管内研究大会では各ブロックの研修の成果を交流し、研修の充実と深化発展に努めています。

(イ) 中央ブロックの概況

中央ブロックは、旭川周辺の美瑛町・鷹栖町・比布町・東神楽町・東川町・当麻町・愛別町・上川町の8町で構成されています。8町の自治体規模が似ているため、各町が抱える学校課題にも共通点が多く、日常的な情報交換も盛んに行われています。少子化の影響で、学校の統廃合が進み、8町のうち小学校1校、中学校1校の町が3町、小学校2校、中学校1校の町が2町と半数を超え、今後もますますこの傾向は進んでいくと予想されます。学校数の減少は事務職員の配置数にも影響し、学校種別や自治体の枠を越えた広域での情報交換・連携の必要性がより一層高まっています。

中央ブロックでは上事協の提示する「教育環境整備」の構成要素を「安心安全に係わる生活環境整備」と「より効果的な学習環境整備」として考え、例えば「子どもアンケート」を通して地域・保護者・児童生徒の意見も取り入れることで「学校全体で望ましい生活環境を整える」よう取り組んでいます。

また、各学校の教育目標を念頭に、学校間連携会議を通して、町内各校が「課題を共有」し、教育委員会とともに効果的な学習環境整備に向け「取り組みの共通化」をすすめてきました。

そして、これらブロック内各町・各学校の取り組みを全体で共有できるよう「教育環境整備報告書」(別紙1)というフォーマットを作成し「上事協 Web」という SNS や、年6回の定例ブロック研修会、年2回の管内研究大会で、内容を交流し、スキルの蓄積と共有を図っています。

(ウ) 東神楽町の状況

東神楽町では1998年から町内事務職員と教育委員会事務局員で月例会議を起ち上げ、これを通して服務・管財・予算等、教育環境にかかわる諸課題を随時協議し学校間連携を構築してきました。その後、東神楽町学校間連携会議が教育委員会と連携して進めた学校の教育環境整備や業務改善の主な内容は次の通りです。

○教育環境整備や業務改善の例

・備品台帳の電子化 ・児童名簿の電子化 ・購入物品選定の共通化 ・予算要望の共通様式 ・町内共通要望項目の設定
・文書分類表の統一 ・旅行命令簿等各種様式の電子化 ・出勤簿押印廃止など。

また、東神楽では、上事協の主催する各種研修活動にも積極的に参加し、教育環境整備報告書、上事協 Web、Chatwork、ブロック研修会などを通して、これらの取り組みや活動内容を共有しています。

2. 共同学校事務室の設置

こういった状況の中、2017年4月の学校間連携会議において、教育長から「法改正で、共同学校事務室制度ができたので研究して欲しい」との話があり、町内事務職員で改正法令並びに事務次官通知を、実際に設置された場合を想定して、研究を開始しました。その後、10月の連携会議で教育長から「共同学校事務室設置申請をしたい」旨の

連絡があり、本格的な業務構築に向け、組織構成、実施要綱、業務内容等の具体について策定に入りました。

(ア) 改正法令の解釈

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第三節 共同学校事務室

第四十七条の五

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務(学校教育法第三十七条第十四項(同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。)を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれか一の学校に、共同学校事務室を置くことができる。

2 共同学校事務室に、室長及び所要の職員を置く。

3 室長は、共同学校事務室の室務をつかさどる。

4 共同学校事務室の室長及び職員は、第一項の規定による指定を受けた学校であつて、当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校の事務職員をもつて充てる。ただし、当該事務職員をもつて室長に充てるのが困難であるときその他特別の事情があるときは、当該事務職員以外の者をもつて室長に充てることができる。

5 前三項に定めるもののほか、共同学校事務室の室長及び職員に関し必要な事項は、政令で定める。

○東神楽町学校間連携会議としての解釈

共同学校事務室は、二つ以上の学校で設置でき、室長と室員は既配置事務職員を持って

当てることを原則とする内容です。つまり、事務職員が自主的自立的に運営する組織となるのです。

(イ) 事務次官通知の解釈

最初に通知のポイントを5つ示します。

- 1, 共同学校事務室は、事務職員が「つかさどる」職になり、自主・自律的に業務を進められるようになったことを前提に制度化していること。
- 2, このため構成員は既配県費事務職員に共同事務室付事務主幹を加えた構成となっていること。
- 3, 室長は事務主幹(学校事務職員)を前提としていること。
- 4, 例示される業務内容の「4, そのほか共同処理することが当該事務の効果的処理に資するもの」が業務構築の自由度を高くしていること。
- 5, 全体として共同学校事務室制度が、今まで上川で進めてきた学校間連携会議の取り組みと親和性が高いこと・・・等である。

東神楽としては、4の「その他共同学校事務室において共同処理することが効果的な処理に資するもの」という部分で、事務職員に与えられた裁量の大きさは、通知前段に触れられている通り、事務職員のつかさどる職化が背景にあり、これは事務職員自身が自主自立の精神で学校の教育環境整備や業務改善に積極的にかかわることを期待するものだと考えました。

幸い、東神楽町学校間連携会議が、教育委員会と連携して、これまで取り組んできた業務は、この事務次官通知が示す内容と合致していました。そこで、設置する共同学校事務室の業務構築は、これまでの取り組みである「教育環境整備の推進」を念頭に、通知の示す「事務体制の強化」に見合う「その他、共同で行うことが効果的な業務」の具体化を目指しました。

3, 事務室業務の具体化

東神楽町は、2016年10月から町内全校がコミュニティースクール化し、加えて2019年度からは小中一貫教育を本格導入します。コミュニティースクールは、将来、PTA等の社会教育関係団体を包含する可能性があり、また小中一貫教育も文科省が自治体向けに示している「小中一貫教育導入の手引き」によれば、小・中学校を中学校区に統合することまで想定しています。

これらをふまえると共同学校事務室は、この二つのシステムが実質的に確立・稼働したときに、その情報管理や財政財務を統括できる組織として構築することが必要であり、「その他、効果的な業務」は、この視点に立って考える必要があると考えました。

(ア) 実態からの協業可能性分析

そこで具体的な作業に当たって、まず各校の事務職員が担当する業務分析を実施しました。

具体的には、別紙2の通り各学校の現状業務調査を行い、町内各学校の事務職員が担当している業務を把握し、次の観点で分類しました。

- A, 規模・種別に関わりなく事務職員が担当する業務（予算財務関係・情報法令関係・教育環境整備関係）
- B, 学校規模によって担当することのある業務（管財、学籍・教科書・就学援助・徴収金等）

そしてここから、それぞれの業務を次のように意味づけしました。

- 1, Aに分類されたものから、共同学校事務室業務として検討する。
- 2, 事務室でAの対応を始めると同時に、各校では事務職員によるBの業務サポートを校内で検討。
- 3, Aを実施した場合は、軽減できた業務量について数値化する。
- 4, Bを実施した場合には、項目を明示化する。（後述）

Aに分類されている業務には、事務次官通知の示す「教材教具、備品等の共同購入」「給与旅費事務」が含まれており、同様に「そのほか共同処理することが当該事務の効果的処理に資するもの」についても、A・Bともに含まれていました。

特にBについては各学校の事情に合わせて事務職員が業務負担をしている実態が把握できました。

(イ) 協業に当たっての観点整理と課題

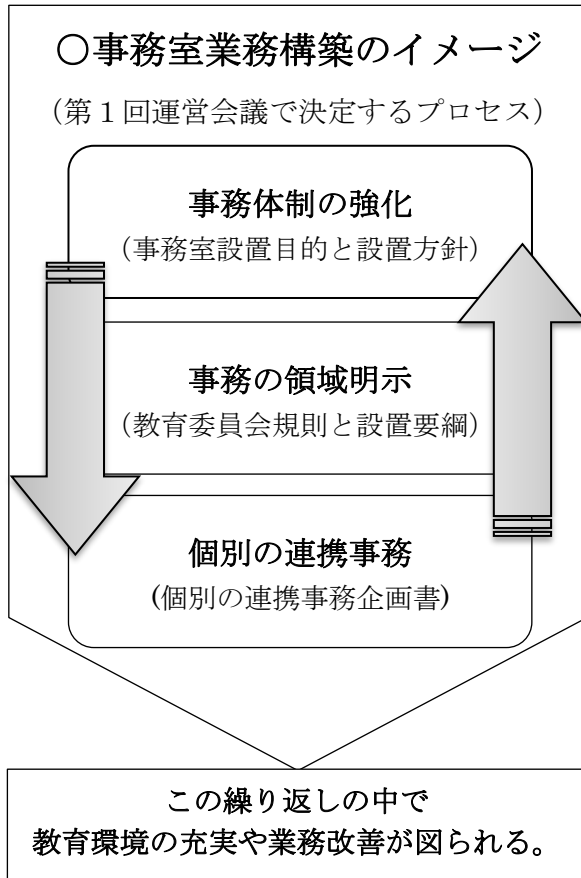
業務の具体的な構築に当たっては、事務室が先頭に立って町内の事務体制を強化し、教育環境整備を連携して推進することを念頭に置き、実際に構築可能な業務観点を次の5点としました。

- 1, 保護者サポート・・・教育情報の提供、徴収金等の納入負担軽減等
- 2, 管理的サポート・・・会計監査を含む管理職員・教職員の財政関連業務、サービス処理業務における負担軽減
- 3, 教職員サポート・・・サービスや教育情報の提供、小中一貫教育やコミュニティースクールと連携し校内業務を整理統合、結果として教職員の校内業務負担軽減を図る等
- 4, 小規模校・事務職員未配置校サポート・・・各種事務処理のサポート
- 5, 若年層事務職員サポート・・・事務職員自身によるOJTを想定。対象者のないときは、スキルアップのための研修活動。

事務室設置に当たっては、教育委員会において業務内容を定めた学校管理規則の制定が必要です。しかし、東神楽の場合、学校種、学校規模、設置状況などが極端に異なるため、単純に「どこの学校も同内容の業務」にすることはできません。このため学校管理規則別紙4には、設置目的を「学校における効率的かつ効果的な事務処理体制の確立及び事務機能の強化を図るため」と明示し、事務室の業務領域は設置要綱をもって示すこととし(要綱第7条)、そこに定める内

容は前述の観点を基に作成しました。

また、各学校の設置状況が毎年変化することをふまえ、第一回事務室運営会議(例月開催)で、各業務領域内で、その年度、実施する個別業務を確定することとし、その旨を要綱に明記しました。



4、業務検証方法の検討(2年目以降)

(ア) 効果の明示化と数値化 **別紙6**

事務室設置に伴う効果検証方法は、共同連携事務実施に伴う各校業務改善の数値化及び明示化を念頭におき、結果の分析は、完全実施後の2020年を目処にしました。

(イ) アンケートによる効果の検証

教育環境整備アンケートや事務室アンケートを実施して学校や事務室に対する児童生徒保護者の意見や期待、要望の把握に努め、それらの解決に向け、予算要望への反映や、それらの進捗状況を通信で共有できるよう取り組みました。

(詳細については、「別紙1」参照)

(ウ) 業務領域内の個別業務提示(別紙5)

年度当初に、それぞれの業務領域内の具体的な業務を事務室全体へ提示して共通理解を図り、同時に経験の蓄積と共有を図るために、上事協中央ブロックで取り入れている「教育環境整備報告書」の手法を取り入れ、「共同連携事務企画書」(別紙3)を作成し、個別の業務提案はこの様式に基づいて作成し運営会議で提案・検討しています。

また、会議で承認され実施することが決まった連携事務については、その結果を「教育環境整備報告書」にまとめ、上事協中央ブロック研修会や上事協Web等を利用して経験の共有を図っています。(別紙1)

5、共同学校事務室制度の今後

このように、法的根拠を持つ共同学校事務室は、現在各地域で推進している学校間連携会議と高い親和性を持つ制度です。

また、我々事務職員が積極的に関わって発展させることが可能な制度であり、そこを期待されてもいます。

これに対し学校間連携会議には法的根拠はありません。しかし、東神楽を見ておわかりの通り、共同学校事務室へのシームレスな移行は可能です。今後、法的根拠を持ち、設置にあたって職員が配置される共同学校事務室へ転換を進めることで、実質的に学校間連携会議の取り組みを、さらに発展させることが可能です。

激変する学校の教育環境に対応するため「つかさどる職化」した学校事務職員は、共同学校事務室に積極的に関与し、その法的根拠に則って、学校の教育環境整備のイニシアチブを担い、独自の視点と専門性を持って業務構築していく必要があります。

そのため、これからの学校事務職員は、教員とは異なる事務職員独自の視点を持ち、地域実態を踏まえた学校組織への深い理解を前提とした、自主的・自立的な業務構築力を期待されるでしょう。

以上

6, 業務構築と改善に向けて（追記）

設置から1年を経過し、また、今年度より、共同学校連携事務室による学校諸費の共同徴収を開始して、いくつか見えてきたことがあります。それは、「連携事務は、複数の効果をもたらす」ということです。

徴収業務を共通化した際、まずは「連携校の業務負担軽減をし、結果として連携校全体の負担軽減となること」が目的でした。

しかし、実際に業務を進めてみると、各学校の徴収項目を精査する過程で、徴収額に大きな差のあることが判明し、その原因が各校の徴収項目と、町予算配分額に原因があることがわかりました。

特に短期間に大規模校になった東聖小学校は予算の増額が追いつかず児童一人当たりの予算配分比が他の小学校や中学校と比べてかなり少なかったのです。事務室では現在、これに係わる資料を作成し、該当校の予算配分額の適正化要望を教育委員会と協議しています。また、小学校における徴収項目についても整理し、同一町内の同一種別の学校における徴収項目の平準化を検討しています。

事務室だよりの共同発行は、各校の発行業務の負担軽減を図ったものです。しかし、実際には、教育環境整備アンケート結果の公表や予算要望結果の報告を通して、単独発行ではなし得なかった町内各学校の情報交流の場となりました。

その結果、それぞれの学校事情への理解を促進し、共通予算要望事項への反映や、さまざまな学校情報の提供を通して若年層職員の OJT にも繋がっています。

連携事務を企画・実施することは、徴収業務を例にとっても、各校の業務負担軽減のみならず、徴収項目の設定基準や予算配分額の適正化など、「複数の視点による複数の検証」が行われ、保護者負担の再検証や予算要望への反映など「複数の効果」がえられています。

これまで各校が単独でそれぞれ実施してきた学校事務に比べ、共同学校連携事務は、新たな「視点」で新たな「検証」を行い、そして新たな「効果」へと繋げることができます。

そしてこれらは、他の連携業務にも期待できることであり、連携業務構築に当たって常に意識すべきところだと考えます。

以上